

## 条例案の全体構成及び各条文の骨子について

### 1. 前文

現在の子どもを取り巻く環境や課題を整理し、和泉市が願う子どもの将来のビジョンをここに記載します。

前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在の子どもを取り巻く環境状況             <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化する社会</li> <li>・人間関係の希薄化</li> <li>・グローバルに活躍する人へ</li> </ul> </li> <li>○地域・家庭が連携した教育             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域を愛する人へ</li> <li>・伝統文化を尊重し継承する人へ</li> </ul> </li> </ul>
----	---

### 2. 総則

ここでは用語の定義や基本理念を記載します。

定義	<p>※この条例の中に記載されている漠然とした用語の解説をします。</p> <p>例) 子ども…おおむね 18 歳未満の者をいう。</p>
基本理念	○市・教育委員会、学校園、保護者及び地域の団体等の相互連携

### 3. 市・教育委員会・学校園の責務

ここでは、行政や学校において子どもに対してどのようなアプローチを行うのか、またどのような責任を負うのかを明記します。

市の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育環境の整備・教育委員会の事業への配慮             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを取り巻く環境（まち・ひと・もの）づくり</li> <li>・郷土愛を持つことへの働きかけ</li> <li>・次代の地域社会を担うことを意識できる働きかけ</li> <li>・子どもの年齢や発達段階に応じた教育や保育を展開</li> <li>・学校教育活動への支援</li> <li>・生涯教育充実・推進への環境づくり支援</li> <li>・安心・安全な街づくりへの支援</li> <li>・世代を超えた交流の機会作り</li> </ul> </li> </ul>
教育委員会の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○輝く子どもを育むための基盤整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育活動への支援</li> <li>・計画、目標を明確にした施策の実行</li> <li>・学校と地域をつなげる支援</li> </ul> </li> </ul>

学校園の責務	○生きる力を身につけた子どもの育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・輝く子どもを育む教育及び保育の研究をする</li> <li>・地域とともにある学校づくり（コミュニティスクールの推進）</li> <li>・地域・保護者への適切な情報発信</li> </ul>
--------	--

#### 4. 保護者・地域団体等の役割

一番子どもにとって身近である保護者や学校等以外で接する機会が多い地域の方々が家庭内又は校外活動において、どのような形で子どもの育成に繋がるようなことができるのかを記載します。家庭内でどのような環境が望ましいか、地域においてはどのように子どもを取り巻く環境を良くするのかをここで謳います。

保護者の役割	委員会にて意見交換
地域団体等の役割	委員会にて意見交換